

令和5年度奈良県工賃（賃金）実績報告について

1. 対象事業所、対象期間

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所の令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）の実績を報告してください。

※令和5年度新設事業所は、指定月から令和6年3月までの工賃（賃金）実績を報告してください。ただし、令和6年3月2日以降に事業を開始した事業所（事業実績が1カ月に満たない事業所）は報告の対象外です。

※令和5年度中に休止を行った事業所は、事業を実施していた月までの工賃（賃金）実績について報告してください。

※令和5年度に利用者がいなかった事業所は、実績0での報告が必要です。

2. 提出様式

就労継続支援A型事業所（雇成型）

- ・【様式1】令和5年度 工賃（賃金）実績報告書（月額）【必須】
- ・【様式2】令和5年度 工賃（賃金）実績報告書（時間額）【必須】

就労継続支援A型事業所（非雇成型）

- ・【様式1】令和5年度 工賃（賃金）実績報告書（月額）【必須】

就労継続支援B型事業所

- ・【様式1】令和5年度 工賃（賃金）実績報告書（月額）【必須】

※様式は奈良県障害福祉課ホームページにも掲載しています。

障害福祉課トップページ>トピックス>令和5年度奈良県工賃（賃金）実績報告について

※ファイル名は「【就A(雇成型)】(事業所番号)(事業所名)」、「【就A(非雇成型)】(事業所番号)(事業所名)」もしくは「【就労B】(事業所番号)(事業所名)」としてください。

3. 提出方法

令和6年7月5日（金）までに下記担当あてに電子メールにより提出ください。

※メールのタイトル「【事業所種別】(事業所番号)(事業所名) 令和5年度工賃実績報告」としてください。

(例)「【就B】(2912345678)(〇〇作業所) 令和5年度工賃実績報告」

【提出先】奈良県福祉医療部障害福祉課共生推進係・森田

syogai@office.pref.nara.lg.jp

4. 記載について

(1) 工賃（賃金）の範囲は、工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全てのものをいいます。記載する工賃（賃金）額は、社会保険料や食事代実費等を控除する前の額となります。

(2) 算定方法

就労継続支援A型事業所（雇成型）

平均賃金（月額）は、年間の賃金支払総額 ÷ 年間の合計支払対象者数、

時間額実績は、年間の賃金支払総額 ÷ 支払対象者に係る就労総時間で算定します。

就労継続支援A型事業所（非雇成型）・就労継続支援B型事業所

平均工賃（月額）は、年間の工賃支払総額 ÷ 開所日1日当たりの平均利用者数 ÷ 12月で算定します。

(3) 記載方法

- ・「①事業所番号」：事業所番号（29 から始まる 10 桁）を記載ください。
- ・「②法人種別」：ドロップダウンリストから選択してください。
- ・「③法人番号」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）に基づき、国税庁長官に指定された法人番号を記載してください。
なお、法人番号は、以下の国税庁ウェブサイトより検索できます。
<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>
- ・「⑥定員」：令和 6 年 3 月 31 日時点の定員を記載してください。
- ・⑦～⑫：自動計算となっております。

※就労継続支援A型事業所（雇成型）については、月額と時間額の工賃（賃金）支払総額は同じ数字が入ります。

- ・「⑬新設」：令和 5 年度に新設した事業所は、○印を記載してください。
- ・「⑭備考」：休止した場合、時点を記載し、休止期間は対象外としてください。多機能型事業所等に移行した場合はその旨記載してください。
- ・「⑮実施状況」：令和 5 年度において、農福連携に係る生産活動を実施していれば、○印を記載してください。農福連携に係る生産活動は、施設外就労によるものも含みます。県が実施する令和 5 年度農福連携推進事業（農福連携マルシェ、専門家派遣）に参加された事業所は遺漏なく記載ください。
- ・「⑯新規実施」：「⑮実施状況」で○印を記載した事業所で、令和 5 年度において、農福連携に係る生産活動を新たに開始した場合は、○印を記載してください。
- ・「⑰収入の割合（％）」：「⑮実施状況」で○印を記載した場合、全体の就労支援事業収入のうち、農福連携に係る就労支援事業収入の割合（％）を記載してください。
- ・「⑱実施状況」：令和 6 年 3 月 31 日時点の運営規程において在宅で実施する訓練及び支援内容が明記されていれば、○印を記載してください。
- ・「⑲利用者の割合（％）」：「⑱実施状況」で○印を記載した場合、令和 6 年 3 月の実利用者数に占める、常時（利用日数のうち概ね 6 割程度以上）在宅で実施する訓練及び支援を受

けている実利用者数の割合を記載してください。

- ・「㉔②①主な作業内容」：ドロップダウンリストから選択してください。
- ・「㉔②①具体的な作業例（自由記述）」：生産活動の内容について、簡単に記載ください。
- ・「㉔②②令和4年度」：令和4年度の平均工賃実績（昨年度の実績報告で報告した月額）を記載ください。令和4年度の実績がない場合は「0」と記載ください。
- ・「㉔②④令和4年度の工賃実績を上回った（下回った）理由（分析結果）」：令和4年度の工賃実績を
¥績を上回った（下回った）理由（分析結果）を記載ください。
（例）営業活動の結果、〇〇作業の受注が増えたため、上回った。
物価高騰により、焼き菓子の原材料費がかさんだため、下回った。

5. その他留意事項

- ・報告様式への記入（人員、工賃の算定方法等）については、記入例を参照してください。
- ・月の途中から利用を開始した者、月の途中で利用を終了した者における当該月の工賃（賃金は、工賃（賃金）実績から除外してください。なお、「体調等の理由により、月に数回しか通所できない利用者」を実績から除外することはできません。
- ・例えば、4月の就労実績により5月に工賃（賃金）を支払った場合は、4月の欄に4月の就労実績と5月に支払った4月分の工賃（賃金）月額を記載してください。
- ・法人内で対象事業所を複数運営している場合は、対象事業所ごとに工賃実績を報告してください。
- ・多機能型事業所については、それぞれの事業毎に報告書を作成してください。ただし、生活介護等、実績報告の対象となっていない事業については計上する必要はありません。
- ・従たる事業所を運営している事業所は、主たる事業所と従たる事業所を一体にした形で報告書を作成してください。
- ・作成にあたっては、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の「3 賃金実績報告について」および「4 工賃実績報告について」をご参照ください。